

「津波避難ビル等に係るガイドライン検討会」(第1回) 議事概要について

1. 検討会の概要

日時 : 平成16年10月18日(月) 15:30~17:30
場所 : 皇居前パレスホテル 3階 「3-D」
出席者 : 廣井座長、阿部委員、壁谷澤委員、河田委員、菅野委員、田中委員、
吉村委員、上総委員、下河内委員(代理)、細見委員(代理)、
小川委員(代理)、内村委員、西出委員、岩田委員、酒井委員
柴田政策統括官(防災担当) 他

2. 議事概要

岩田委員から「静岡県の津波避難対策」について、小川委員(代理)から「津波避難ビルの構造要件等に関する検討方針」、事務局から資料の説明後、各委員に御議論いただいた。各委員からの意見等は以下のとおり。

- 津波避難ビルの指定に適した建物がない地域では、津波避難ビルとしても活用できるような施設の整備に対し民間資金の導入が促進されるようなインセンティブを与えることが重要である。
- 住民が津波による被害を認識するためには津波ハザードマップが有効であり、津波避難ビルとハザードマップとの連携が必要ではないか。
- 津波避難ビルの指定にあたり、収容人員等の要件を当初から厳しくしてしまうとかえって指定が進まなくなるのではないか。
- 自主防災組織や町内会単位で鉄筋コンクリート造りの家屋を津波避難ビルに指定している事例もある。
- 土砂災害との複合的な災害も踏まえ、地域の実態を的確に把握すべきではないか。
- 災害時要援護者などの情報を一元化して把握する必要があるのではないか。この際、個人情報の保護に留意する必要がある。
- ガイドラインは、安全サイドにたって作成すると条件が厳しいものになるが、最初はとにかく指定することに主眼をおき、引き続き各種条件を付けていけばいいのではないか。
- 津波避難ビルとして機能を開始するタイミングとしては、既存のビルの場合は、補償の問題もあることから、避難勧告の後に開設している例が多く見られるが、本来は強い揺れを感じたとき、もしくは揺れが1分以上続いたときなどは直ちに開設すべきではないか。
- 実際には津波避難の必要がなかった場合の民間津波避難ビル使用時における毀損などに対し、施設所有者への公的補償の可否については、法的に十分に検討しておく必要があるのではないか。

- 津波避難ビルの推進のため、津波避難ビルに指定された場合には、何らかのメリットを付与する制度を検討すべきではないか。
- 緊急地震速報を活用することで津波情報を1分から1分半で出せるようになるかもしれない。津波からの避難や避難ビルの開設のタイミングなどにこうした情報を活用できるのではないか。ただし、津波地震の場合は別の手当が必要である。
- 9月5日の地震では津波警報が出ているにもかかわらず避難勧告を出していない市町村があった反面、計測震度計の情報から直ちに避難勧告を出したところもあった。計測震度計によって、長時間一定強さ以上の揺れを観測した場合も何か情報を出すような仕組みにしてはどうか。
- 津波避難ビルの検討にあたっては住民の参画が重要である。
- 津波避難ビルの提供をボランティアの一貫として評価してはどうか。
- 津波避難ビルに適した建物がない場合は、既存の事業を活用した高台などのまちづくりを通じた避難ビルに代わる対応を検討してみてもどうか。

<連絡・問い合わせ先>

内閣府 地震・火山対策担当参事官補佐 尾崎 友亮

参事官付主査 平 祐太郎

TEL : 03-3501-5693 (直通) FAX : 03-3501-5199